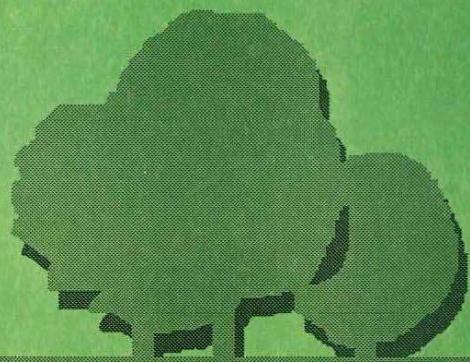


白井町緑の基本計画 計画書



平成9年8月
白井町

白井町緑の基本計画 計画書

平成9年8月
白井町



ごあいさつ

白井町は、今から30年前までは、北総台地北端に位置する広大な緑に覆われ、北部には手賀沼、中央及び南部には神崎川及び二重川流域に広がる田園風景と、その水田地帯に挟まれた台地には良好な梨、栗畠を中心とした農地や緑豊かな山林が町面積の大半を占めていました。

その後、高度経済成長とともに、都心から30km圏に位置している等の地理的好条件から、工業団地の整備や千葉ニュータウンの大規模宅地開発、北総開発鉄道の都心直結等により、人口の著しい増加がみられたところです。しかしながら、その都市化の進展とともに、豊かな水辺と緑の空間は、年々減少する傾向が続いています。

一方、住民の関心は、社会情勢の変化や価値観の多様化などから生活の質の向上へと、その内容も衣食住などの基本的 requirement から豊かな自然、良好な居住環境、うるおいのある人間関係など多様なものに変わってきております。

このようななか、水辺と緑の空間は、豊かな自然、良好な居住環境をさえ、真のうるおいとやすらぎを与える貴重で大切な役割を果たしております。

21世紀を目前にして、これからの中づくりの中で欠かすことのできない重要課題として、減少しつつある良好な緑地空間を保全し、また新しく緑地空間を造り上げ「人と緑が共生し、みんなでつくるまち 白井」をスローガンとして、未来に向けて豊かな緑に囲まれ、やすらぎとうるおいに満ちた白井を実現していくため「緑の基本計画」を作成いたしました。

今後、この基本計画を進めるにあたりましては、町民の皆様の参加とご協力をいただきながら、緑地の保全と緑化推進に努力して参りたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成9年8月

白井町長 中村教彰

目 次

序. 計画の目的	1 P
I. 緑に関する現況と課題	2 P
I-1 緑の現況	2 p
I-2 緑に関する課題	4 p
II. 基本方針	8 P
II-1 基本理念	8 p
II-2 基本方針	9 p
II-3 緑の将来像	10 p
III. 計画の目標水準	11 P
IV. 緑地の配置方針	12 P
V. 緑地保全及び緑化推進施策	17 P
V-1 緑地保全及び緑化推進施策	17 p
V-2 緑に関する施策の体系化及び進め方	28 p
V-3 緑地保全・緑化促進の重点地区	30 p

序・計画の目的

白井町は、町南部における北総開発鉄道の開業、及び、千葉ニュータウンの整備による新市街地の形成と、これに伴う急激な人口増加がみられます。本町には、このように整備された千葉ニュータウンの他に、白井、富士等の旧来からの市街地や町北部の白井工業団地がありますが、この周辺においては、梨園等の農地や河川沿いの斜面林を中心とした樹林地等の豊かな緑が残っており、美しい自然景観にも恵まれた環境にあります。

本計画は、緑あふれる白井町の実現を目指し、本町の豊富で美しい緑を将来的にも残し、また、増やしていくための総合的な緑づくりの指針として策定するものです。

■広域的位置図



I. 緑に関する現況と課題

I-1 緑の現況

上空からみると緑で覆われている部分である緑被地は、本町の場合、その大部分が農地であり、河川沿いや谷津に水田、丘陵上の平坦部には果樹園が多く分布しています。樹林地をみると、まとまつたものは谷津周辺の斜面にそのほとんどが集中しています。その樹林地は、自然林ではなく、クヌギ・コナラ等の二次林やスギ・ヒノキ等の植林地が多くなっています。平成5年時点での緑被地の面積は2,197.80haで、全町域の62.07%を占めています。この割合は、県北西部の市町村の中では高い値となっており、本町には豊かな緑が残っていることがわかります。しかし、近隣市である鎌ヶ谷市、船橋市等では、東京に近いという利便性等から急速な都市化が進み、それに伴い緑が減少しているという状況がみられるため、本町においても緑を守っていくための対策が必要と考えられます。

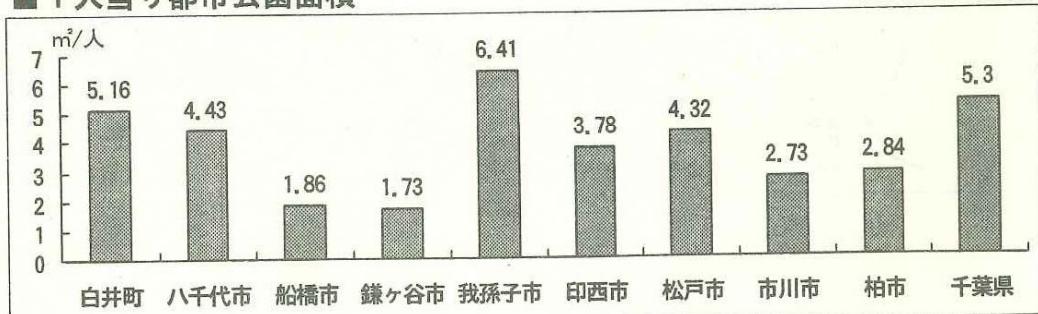
また、整備された緑である都市公園の状況をみると、平成9年度中には、これまでに整備された公園も含めて合計で38箇所、約35.3haが整備されることになります。なお、平成10年度以降、白井運動公園等の整備が進められると共に、白井町役場の南には白井総合公園の整備が計画されています。

都市公園の1人当たり面積は周辺都市と比較して広いといえますが、分布をみるとそのほとんどが国道16号以南にあり、特に千葉ニュータウン地区に集積しています。

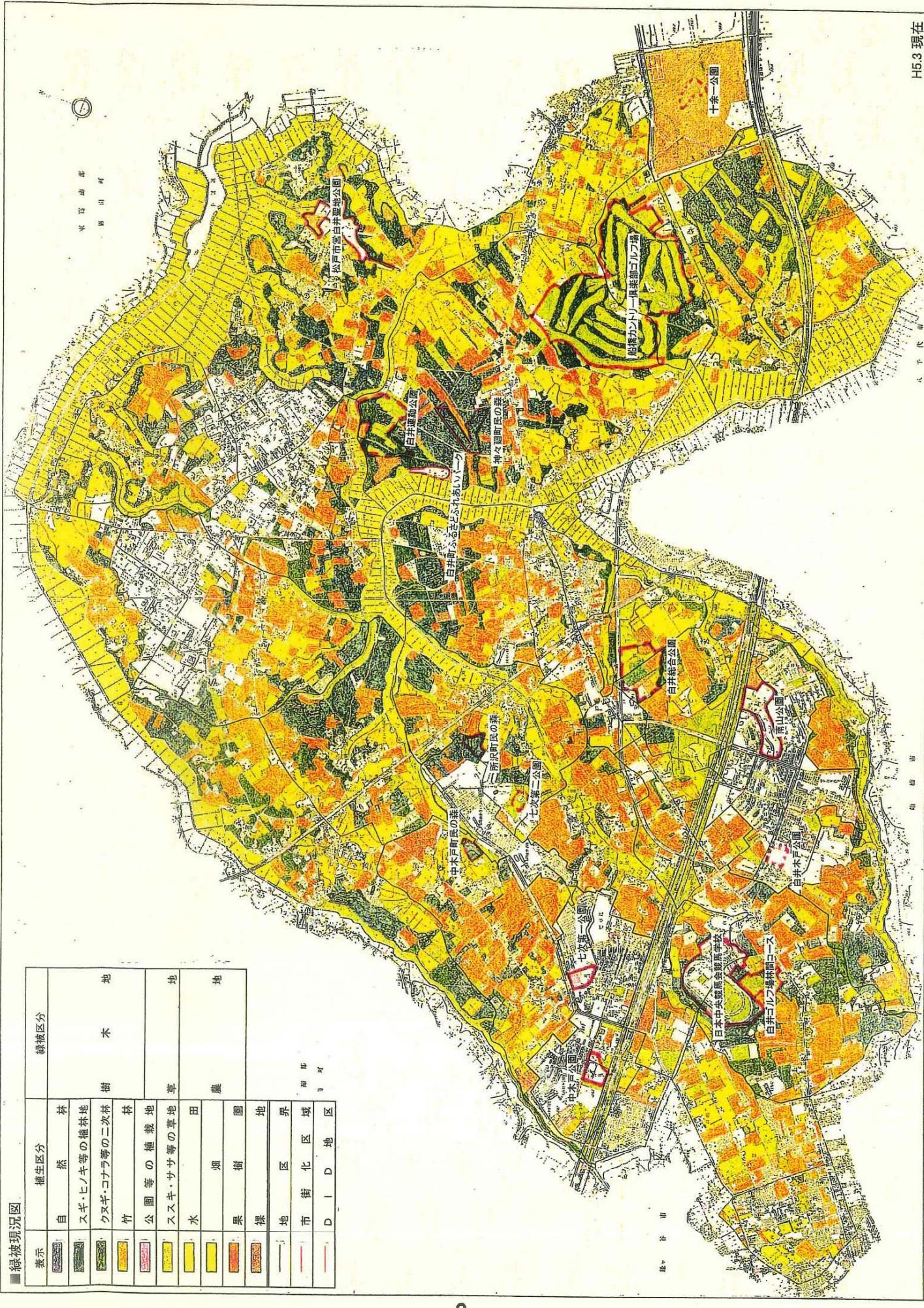
その他には、松戸市営白井聖地公園や3箇所の町民の森等があります。

■ 1人当たり都市公園面積

H8.3.31 現在



出典:千葉県の都市づくり1996



I-2 緑に関する課題

本町の緑は多様であり、さらにその状況等により個々の緑が持つ課題も多岐に渡るため、今後、適切な対応を図っていくことが重要となります。

本章では、このような緑に関する課題を、「緑地の保全」「緑化の推進」「その他」に大別して整理します。

●緑地の保全に関する課題

河川及び谷津の保全が必要です。

- ・神崎川や二重川等の河川を中心として、周辺の水田や斜面林が構成する水辺空間及び谷津は、美しい自然景観の創出や、生態系の維持等に機能しており、カワセミが棲む良好な環境を創出する本町の財産であるといえます。しかしながら、宅地開発等による減少が進む部分もみられるため、この水辺空間及び谷津を将来的にも残していくための対策が必要です。

市街地周辺の無秩序な樹林地減少の防止が必要です。

- ・現在、本町に残るまとまった樹林地は、河川沿いの斜面林以外には少なく、また、市街地の拡大に伴って減少する傾向にあります。この樹林地のうち、現在3ヶ所が「町民の森」として保全されていますが、このような保全施策の展開を図ると同時に、都市づくりの中での計画的な緑の配置(市街地周辺の良好な既存樹林地を含む)等も検討して、無秩序な樹林地の減少を防止する必要があります。

梨園の保全が必要です。

- ・梨は本町の特産品となっています。農地の大部分を占めている梨園は、その梨の生産の場であるとともに、樹林地としての機能も果たしており、特に、春には梨の花が美しい景観を創出しています。したがって、梨園は、農家の理解と協力を得ながら、保全していく必要があります。また、本町において、必要とされている農村部の住民と千葉ニュータウンの住民との交流を促進するため、現在は少ない観光農園としての活用、梨のオーナー制度の導入等の検討が必要とされています。

I. 緑に関する現況と課題

水田・畑の保全が必要です。

- 農地は、農産物の生産の場としてのみではなく、緑としての機能も果たしています。本町においても、梨園のみでなく、市街地の中や周辺に位置する畠や、河川・斜面林と共に良好な緑地空間を創出している水田等は、緑としての位置づけも高くなっています。しかしながら、後継者問題等による農地の減少、谷津における休耕田の増加等がみられるため、農家の営農意欲を考慮しつつ、農業基盤整備等による営農環境の改善を行う等により、農地の保全を図る必要があります。

湧水池の保全が必要です。

- 本町には、数箇所の湧水池があり、そのほとんどが樹林地の中に良好な緑地空間として自然のまま残されていますが、正確な位置等が把握されていない状況にあります。この湧水池については、周辺の樹林地との一体的な保全等を図り、水の枯渇を防止するとともに、町民の憩いの場としての整備を検討する必要があります。

手賀沼及び周辺緑地の保全が必要です。

- 北部にある手賀沼は、周辺の農地や斜面林と共に良好な水辺空間を創出しており、本町の貴重な財産です。しかしながら、親水性を活用した憩いの場としての整備や、幹線道路からのアクセスの確保も行われていないため、本来緑が持っているレクリエーション機能を十分に果たしていない状況にあります。したがって、手賀沼は周辺緑地とともに一体的な保全を図るとともに、親水性を活用した町民の利用のための整備を検討する必要があります。

●緑化の推進に関する課題

拠点となる緑の整備と緑のネットワークづくりが必要です。

- ・町内に散在している緑を、総合的に保全または活用していくために、相互の連携を深める緑のネットワークの形成が必要です。白井総合公園や白井運動公園を緑の拠点として、その整備を促進するとともに、緑道や緑化された道路、河川を有効的に活用した魅力的な遊歩道やサイクリングロード等を整備して、これらの拠点と、競馬学校周辺の樹林地や町民の森等を結ぶ緑のネットワークを形成する必要があります。

市街地の中の緑化促進が必要です。

- ・本町の市街地をみると、計画的に公園等が整備された千葉ニュータウン地区を除くと、緑が不足している地区が多く、特に「富士」等の旧市街地では、緑の不足が大きな課題となっています。このような市街地においては、住宅敷地内の庭木等や農地等が貴重な緑として機能しているため、既存緑地の保全とともに、新たな公園や街路樹等を計画的に整備し、緑づくりを図る必要があります。

幹線道路や鉄道沿いの計画的緑化が必要です。

- ・幹線道路や鉄道は、周辺市街地の環境に対する防音等の配慮、及び、良好な景観形成を目指し、計画的に街路樹等の整備による緑化を図る必要があります。特に、国道16号及び464号においては、本町の玄関口としても機能しているため、計画的な緑化促進等による良好な沿道景観の形成が必要です。

工業団地内及び周辺の計画的な緑の配置が必要です。

- ・現在の工業団地内の緑は、各工場敷地内のものが主となっていますが、良好な就業環境の形成のために、さらなる緑化が必要です。また、周辺の樹林地等は、工業団地の環境を向上させているとともに、周辺集落等との緩衝空間として機能するため、積極的な保全が必要です。

1. 緑に関する現況と課題

● 他の課題

町民等への緑に関する情報提供と活動支援体制の確立が必要です。

- ・本町の緑のほとんどは民有のものであるため、行政のみで本町全体の緑地の保全等を図るのは困難であり、町民や企業の理解と協力が不可欠となります。したがって、緑に関する様々な情報を町民に提供し、緑に対する意識を高めることにより、町民等の緑づくりへの参加を促す必要があります。また、町民による緑づくりを目的とした組織の発足や、その活動の継続に対しての支援体制等を確立する必要があります。

II. 基本方針

II-1 基本理念

本町における緑地保全及び緑化推進は、以下を基本理念としてその施策展開を図ります。

● “ひと”と“緑”が共生するまちづくり

良好な環境となる緑地空間としてのみではなく、緑が持つ美しい自然景観の創出や防災等の機能も考慮して、“質”的高い豊富な緑を住民生活の中に取り入れ、“ひと”と“緑”が共生するまちづくりを進めます。

● “緑の保全”と“緑の創出”による総合的な緑づくり

緑豊かな白井町の実現を図るため、都心30キロ圏の都市としては豊富に残っている良好な“緑の保全”と共に、市街地における新たな“緑の創出”を総合的に行っていきます。

● “町全体”と“地域”的視点からみたきめ細かな緑づくり

“町全体”からみた緑の保全及び創出と共に、公園等が整備された千葉ニュータウン地区や緑が少ない旧市街地等、“地域”ごとにその実情に合わせたきめ細かな対応を図っていきます。

● “行政”と“町民”的連携による緑づくり

町民が持つ緑に対する意識の高揚を図り、“行政”のみではなく、“町民”との分担と協力により、ほとんどが民有地である既存緑地の保全や最も身近に感じている市街地における緑づくり等を行っていきます。

このような基本理念で進めていく本町の緑づくりのキャッチフレーズを、

人とみどりが共生し みんなでつくるまち 白井

とします。

II. 基本方針

II-2 基本方針

基本理念に基づき、緑地保全及び緑化推進を総合的に展開する上での基本方針を以下のように設定します。

①貴重な緑をまもる

神崎川や二重川等の河川と周辺の水田及び斜面林が創出する水辺空間等に代表され、周辺市町村からみても貴重となつた本町の緑を将来的にも残すため、計画的にその保全を図ります。

②新たな緑をつくる

緑の拠点となる大規模公園や、市街地における身近な公園、河川等が持つ親水性を活用した水辺空間、主要道路における街路樹の整備等、新たな緑の創出を図ります。

③個々の緑をむすぶ

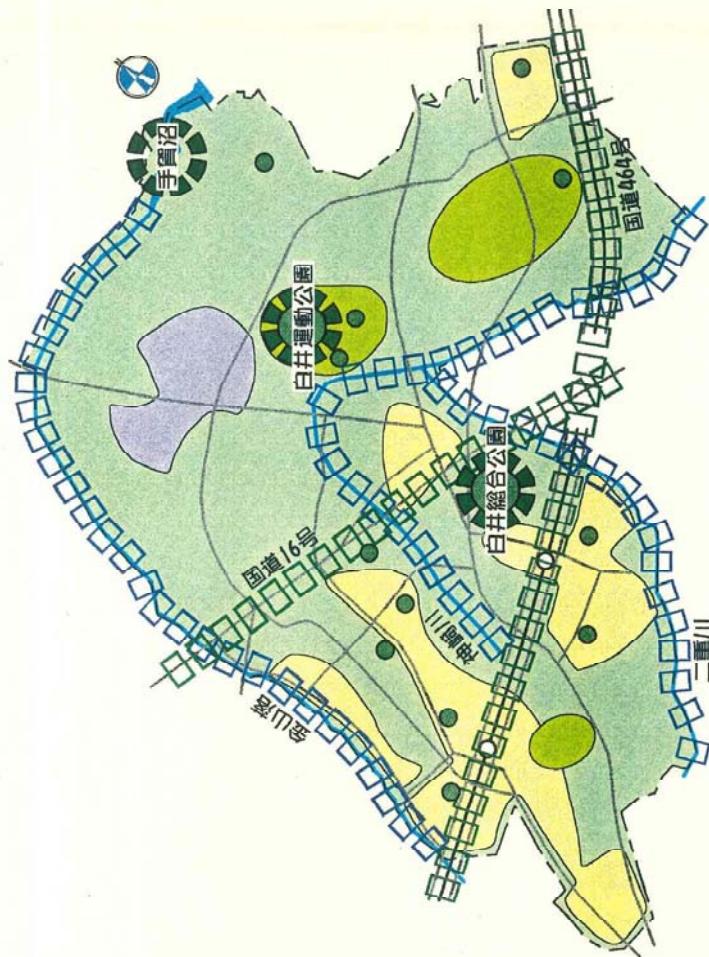
保全あるいは創出する個々の緑を、河川や緑道、新たに緑化される道路等で結び、互いに連携させることによって、緑の存在や町民による利用等の効果を高めます。

④緑に対する意識をはぐくむ

緑の重要性、多機能性、魅力等について、町民等の認識を深めることにより、緑に関する町民活動の育成・支援を図り、行政と町民・企業の連携と適切な分担による緑づくりの実現を目指します。

II-3 緑の将来像

基本理念及び基本方針を踏まえ、本町が目指すべき「緑の将来像」を以下のように設定します。



緑の拠点の形成：白井運動公園、白井総合公園、手賀沼

緑豊かな白井町の形成を目指し、また、町全体の緑地保全及び緑化促進の意識の高揚の場として、さらに、本町の緑を代表する緑地空間として緑の拠点の形成を図る。

緑の軸の形成：神崎川、二重川、金山落周辺の水辺空間

国道16号、464号及び沿道空間

緑の拠点整備とともに、計画的に連続した緑地空間として緑の軸の形成を図る。

水辺の軸：既存の水と緑で構成される水辺空間及び周辺空間において、既存の緑地を積極的に保全し、良好な緑の形成を図る緑の軸。

手賀沼とそこには流れ込む金山落、及び神崎川、二重川とその周辺の水田や斜面林で構成される谷津を位置づける。

緑の都市軸：街路樹整備の促進、及び沿道緑化の促進等により、美しい沿道景観の形成を図る緑の軸。本町の玄関口としての機能を持つ国道16号、464号及びそれとの接続を位置づける。

	本町を代表する緑の拠点
	本町を代表する緑の空間となる緑の軸・水辺の軸
	本町の豊かで美しい緑を駆逐する大規模緑地
	市街地を緑化し、町民が緑と身近にふれあう場となる都市公園等
	自然と共生する緑豊かな市街地
	周辺環境と調和する工業団地
	美しい自然景観を創出する樹林地や桜園等の緑地

III. 計画の目標水準

平成 22 年を目標年次として、緑に関する目標水準を以下のように設定します。

●緑地の確保目標水準

平成 9 年 4 月現在の緑地面積(今年度中に整備される面積を含む)は、約 1,668ha です。また、隣接した緑地を含んだ市街化区域である市街地の状況をみると、全面積 1,040ha に対して、緑地は約 327.2ha となっています。

緑地確保の目標水準は、将来市街地面積 1,093ha に対して 30% の緑地の確保を目指し、以下のように設定します。

緑地確保 目標水準	将来市街地面積に対する量	都市計画区域面積に対する量
	概ね 330ha 30%	概ね 1,680ha 47%

●都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

平成 9 年 4 月現在の都市緑地を含む都市公園の面積(今年度中に整備される面積を含む)は約 35.3ha であり、町民 1 人当り面積は約 7.1 m² となっています。都市公園に町民の森等の公共施設緑地を加えた都市公園等の面積では約 111.4ha、町民 1 人当り面積は約 22.4 m² となっています。これらを踏まえ、将来的にも町民 1 人あたり 20 m² の都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保を目指し、以下のように目標水準を設定します。

年 次	平成9年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
都 市 公 園 等	22.4 m ² /人	21.6 m ² /人	21.8 m ² /人	27.4 m ² /人
都 市 公 園	7.1 m ² /人	7.4 m ² /人	8.2 m ² /人	11.8 m ² /人

IV. 緑地の配置方針

緑地が持つ機能は、大きく次の4つの系統に分けることができます。

- 環境保全系統
- レクリエーション系統
- 防災系統
- 景観構成系統

そこで、緑地が持つ機能を有効に活かすための、4系統別及び総合的な配置の方針を設定します。

●環境保全系統の緑地の配置方針

《環境保全系統の緑地とは》

都市の骨格となる緑地及び身近な環境を構成する住区内に存在する小規模な緑地とオープンスペースであって、稀少種をはじめとする野生動物の生息地あるいは都市気象の緩和等環境への負荷の軽減等、主として存在機能に着目した緑地の系統です。

①河川及び周辺緑地を活かした「水辺の軸」の形成

良好な緑地空間を形成し、生態系が維持された貴重な大規模空間となっている金山落や神崎川、二重川沿いの緑地空間を「水辺の軸」として位置づけ、積極的に河川と周辺緑地の一体的な保全を図ります。

②身近な生態系空間としての市街地周辺の緑の保全

生態系の維持や、市街地住民の良好な生活環境の保全・形成のため、市街地周辺に残る緑の保全を図ります。特に、千葉ニュータウン地区、富士地区に近接する、船橋カントリー倶楽部ゴルフ場周辺、競馬学校周辺の一团の樹林地の保全を図ります。

③水系を考慮した湧水池の保全

本町に数ヶ所残る湧水池を、その水系も考慮して可能な限り周辺の樹林地等と一体的に保全します。特に、市街地に近接し、良好な緑地空間を形成している、沢山の泉及びその周辺地区の保全を図ります。

④地域特性に応じた緑地の配置

◇千葉ニュータウン地区

計画的に整備された公園や街路樹等の保全を図り、緑に包まれた良好な住環境を保全します。

◇旧市街地(富士、白井)

住宅敷地内の緑の保全、及び、緑地空間としての農地の保全・活用を図ります。

◇在来集落地

集落地等では、緑との共生をふまえ、樹林地等の周辺緑地の保全を図ります。

◇工業団地

各工場敷地内の緑とともに、団地周辺や道路沿道の緑の保全を図ります。

●レクリエーション系統の緑地の配置方針

《レクリエーション系統の緑地とは》

レクリエーション需要の多様化、自然とのふれあいに対する需要の高まりに応え、日常圏的、週末圏的なレクリエーション活動に対処し得るような、主として利用機能に着目した緑地の系統です。

①市街地特性に対応した公園等の整備

市街地の人口規模や住区構成等の特性を把握した上で、適正な配置に基づく公園等の整備を図ります。

本町を代表する大規模公園である白井総合公園と白井運動公園を緑の拠点として位置づけ、整備促進を図ります。また、これらと連携した公園等を、地区特性に対応して整備を図ります。

千葉ニュータウン地区の計画的に整備された公園は、その保全及び更なる機能の充実を図ります。**富士、白井の旧市街地**では、現況の緑不足を解消するために計画的な公園等の配置を検討します。

また、白井沼南土地地区画整理事業区域や将来市街化区域に編入が予定されている富士南園地区においては、周辺の自然環境との共生に配慮しつつ、区域内の住民のニーズを考慮した上で、公園等の適正な配置・確保を図ります。

②多様なニーズに対応できる緑地の配置

町民が持つ、緑に対する様々なニーズへの対応が可能な、多様な緑地の整備を図ります。

公園整備の促進とともに、公園とは違った形で自然とのふれあいが可能な、町民の森、町民農園等の整備を図ります。

③レクリエーション機能を持つ民間施設緑地の位置づけ

町民の持つ多様なレクリエーション需要へ対処する緑地の質と量を確保していくため、総合的な緑地の配置や町の関連計画等に、船橋カントリー倶楽部等の民間施設緑地も積極的に位置づけ、公共施設緑地等との連携を図ります。

④利用効率を高めるネットワークの形成

個々の緑地を互いに結び、相互のレクリエーション利用効果を向上させ

IV. 緑地の配置方針

るネットワークの形成のため、既存道路の緑化や緑道等の整備を図ります。

千葉ニュータウン地区の歩行者専用道路等をネットワークに位置づけるとともに、その他の市街地についても、公園等の緑地のレクリエーション利用効果を高めるため、緑道等の整備を図ります。

手賀沼や金山落、神崎川等と周辺緑地が持つ親水性を活用して、親水空間やサイクリングロード等を整備し、レクリエーション機能の充実を図るとともに、個々の緑を繋ぐ「水辺の軸」としての整備を図ります。

⑤手賀沼の活用

手賀沼及び周辺緑地が形成する良好な自然環境に与える影響を考慮しつつ、親水性を活用したレクリエーション機能の整備を図ります。

●防災系統の緑地の配置方針

『防災系統の緑地とは』

災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地の計画、都市公害の緩和に対処し得るような緑地の系統です。

①日常の住環境の快適性を守る緑地の配置

国道16号や464号等の自動車交通の激しい幹線道路や、白井工業団地周辺では、樹林地の保全を図り、騒音や排気ガス等による害が、周辺市街地に直接及ぶことを防止します。

また、「富士」「白井」の旧市街地には、住居と工場及び倉庫等が混在し、住環境の悪化を生じさせている地区もあるため、工場敷地内における常緑樹の植樹等を図り、住環境の向上に努めます。

②自然災害防止に資する緑地の配置

最も被害に見舞われやすい風害から、集落地を守っている斜面林の保全を図ります。また、急傾斜地崩壊危険箇所に位置する樹林地等は、今後も災害防止のために保全を図ります。

③地震等の災害時における安全性を確保する緑地の配置

小中学校や公園において、避難地あるいは延焼遮断帯としても機能するオープンスペースとしての整備を図るとともに、その周囲の農地等の活用も検討します。避難路は、歩道が確保された広幅員道路や、歩行者専用道路、緑道等を積極的に位置づけ、その整備を図ります。千葉ニュータウン内では、緑道、歩行者専用道路、及び、北環状線等を避難路として計画します。その他の市街地については、避難地へ直結する避難路の整備を図り、主要幹線道路における耐火性に優れた常緑樹の植樹や、周辺樹林地の保全等を図ります。また、市街地周辺の河川沿いの空間において、避難路とし

IV. 緑地の配置方針

ての活用が可能な歩行者専用道路等の整備を図ります。

●景観構成系統の緑地の配置方針

《景観構成系統の緑地とは》

市街地を取り込み市街地の背景となる緑地、市街地内の鎮守の森等郷土的景観を形成する緑地、市街地内のランドマーク、シンボルとなるような緑地等の都市景観を構成する要素として、特色あるまちづくりに資するような緑地の系統です。

①現存する自然景観の保全

河川及び周辺の緑地や、梨園等が創出する美しい自然景観を保全するため、河川、及び周辺の水田や斜面林、また、梨園の保全を図ります。

②千葉ニュータウン地区における都市景観保全と創出

計画的に整備された市街地とその内部の公園や街路樹により形成された良好な都市景観の保全とさらなる緑化を促進するため、公園や街路樹等は継続的に整備し、さらに屋上緑化、ベランダ緑化等の啓発を行います。

③旧市街地における景観の改善、美観の形成

「富士」「白井」等の旧市街地においては良好な都市景観の形成を目指し、計画的な公園、街路樹等の整備による緑化の促進とともに、生け垣化等の宅地内における緑化の普及を図ります。

④新たな市街地開発における計画的緑化

新たな市街地開発を行う場合は、周辺の自然景観と調和した、良好な街並み形成を目指し、既存樹林地等の活用や、計画的な公園等の整備及び民有地の緑化等を図ります。

⑤国道16号、464号の良好な沿道景観の形成

広域幹線道路である国道16号及び464号は、本町の玄関口として機能しており、他市町村の住民にとっては本町の第一印象を決定する重要な空間であるため、街路樹整備や周辺樹林地の保全等による良好な沿道景観づくりを図ります。

⑥歴史的な景観形成に寄与する緑の保全

旧くからの集落等の良好な歴史的景観を保全するため、この景観に寄与している屋敷林や生け垣、背景となる樹林地等の保全を図ります。

●総合的な緑地配置の方針

①緑の拠点、緑の軸の形成

将来の緑のあふれる白井町の実現を促進し、緑のシンボルとしても機能する「緑の拠点」及び「緑の軸」を形成します。

「緑の拠点」の形成は、白井総合公園、白井運動公園の整備を促進するとともに、周辺緑地の活用を図ります。また、手賀沼及び周辺緑地について、積極的な緑地保全及び親水空間としての整備を図ります。

「緑の軸」は、金山落、神崎川、二重川及び周辺の緑地を、現在の良好な自然空間の保全を図りながら、親水性を活かした整備を図る「水辺の軸」として、また、国道16号、464号を沿道緑地の保全、街路樹の整備等を行う「緑の都市軸」として位置づけ、配置します。

②緑地の適正な配置とネットワークの形成

地域特性等を勘案し、適正配置に基づいて、個々の緑地の整備を図ります。これらの個々の緑地の互いの連携を図るため、「緑の軸」を主軸とし、緑化された幹線道路や緑道、河川沿いの遊歩道等を活用して、緑のネットワークの形成を図ります。

③「旧市街地」及び「工業団地」周辺の緑の確保

特に緑の配置が必要と思われる富士、白井の旧市街地や白井工業団地では、既存緑地の保全と緑化の促進を図ります。

④良好な既存樹林地、農地等の保全

既存する樹林地や農地を、その機能の活用も勘案し、適正に保全を図ります。特に、市街地に近接した位置にあり、良好な緑地空間を形成している沢山の泉及び周辺緑地の積極的な保全を図ります。

⑤市街地内の緑地保全及び緑化促進

千葉ニュータウン地区内に、計画的に整備された公園や街路樹等の適正な保全と、さらなる緑化を図ります。また、「旧市街地」においては、貴重となっている公園等の市街地内緑地や周辺の既存樹林等も積極的に位置づけた保全を図ります。

V. 緑地保全及び緑化推進施策

V-1 緑地保全及び緑化推進施策

本町の緑地保全及び緑化推進施策は、設定した4つの基本方針にもとづき、展開を図るものとします。

基本方針1：「貴重な緑をまもる」に対する施策展開の方向

- ①河川及び谷津の保全
- ②樹林地の保全
- ③農地の保全
- ④湧水池の保全
- ⑤市街地内の緑地保全
- ⑥手賀沼及び周辺緑地の保全

基本方針2：「新たな緑をつくる」に対する施策展開の方向

- ①緑の拠点となる公園づくり
- ②身近な公園づくり
- ③身近な緑の空間づくり
- ④公共公益施設の緑化
- ⑤幹線道路の緑づくり
- ⑥工業団地の緑づくり
- ⑦民有地の緑化

基本方針3：「個々の緑をむすぶ」に対する施策展開の方向

- ①緑の拠点等を結ぶネットワークの形成
- ②緑の軸の形成
- ③身近なネットワークの形成

基本方針4：「緑に対する意識をはぐくむ」に対する施策展開の方向

- ①町民の意識の高揚
- ②町民参加の緑づくり

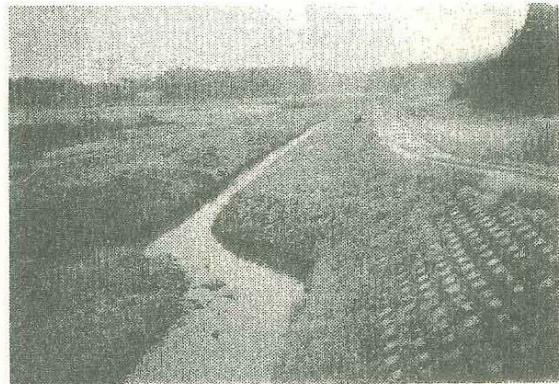
(1) 「貴重な緑をまもる」施策の検討

①河川及び谷津の保全

河川については、水質改善や水害防止を考慮しつつ、周辺の斜面林等とともに一体的な保全を図ります。谷津については、貴重な自然資源として、河川・谷津田・斜面林の一体的保全を図ります。また、これらの水辺空間は、計画的に親水性を高め、町民と自然とのふれあいの場として活用を促進します。

特に神崎川、二重川、金山落については、水辺の軸として、積極的な保全及び親水空間としての整備促進を図ります。

■神崎川

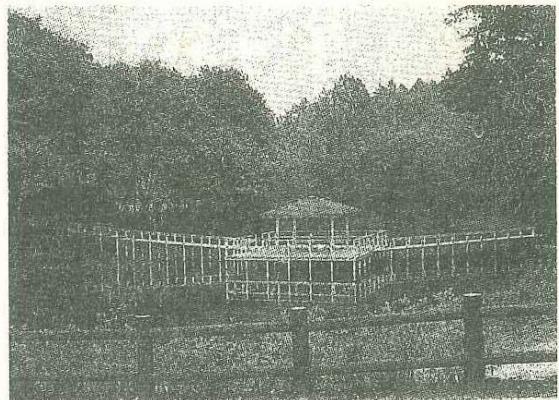


②樹林地の保全

減少傾向にある樹林地については、生態系や水源涵養、歴史的位置づけ、市街地環境に及ぼす影響もふまえ、良好な緑地空間として保全を図ります。特に、無秩序な市街地の形成を防止する市街地周辺の樹林地の保全を図るとともに、白井運動公園等緑の拠点周辺の樹林地や、工業団地や国道16号周辺等については、緩衝緑地としての機能も考慮して、積極的な保全を図ります。また、旧くからの歴史がある地区においては、培われてきた歴史的な景観を考慮し、背景となる樹林地や、生け垣・屋敷林等の保全に取り組みます。

市街地周辺の樹林地については、保全に配慮しながら、町民のレクリエーション活動の場として活用の促進を図ります。

■神々廻町民の森



③農地の保全

市街化調整区域に多く残る農地については、緑地としての機能等にも考慮し、農業施策と連携した営農環境の改善等により保全を図ります。また、営農が困難となった農地については、その位置や所有者意向、町民ニーズ等を考慮して、町民農園等、市街地住民が自然とふれあえる場として活用を図ります。

なお、市街化区域内農地については、営農意欲を踏まえ、今後予定されている市制施行後に、生産緑地としての指定を検討します。

■梨園



④湧水池の保全

樹林地の中等に残っていると思われる湧水池については、その現況を正確に把握した上で、周辺緑地とともに、一体的な保全を図ります。また、自然環境の保全を前提とした上で、町民の憩いの場としても位置づけ、整備等も図ります。特に、沢山の泉については、市街地に近接した位置にある良好な湧水池となっているため、積極的な保全を図ります。

地下水においては、その水質や水量の保全あるいは改善を促進するため、水源涵養機能等を考慮し、樹林地等の保全を図ります。

■沢山の泉

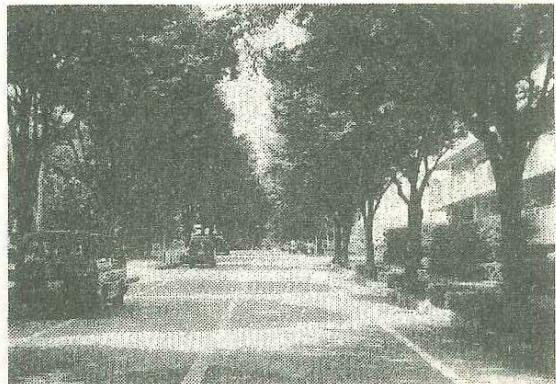


V. 緑地保全及び緑化推進施策

⑤市街地内の緑地保全

市街地内の公園や街路樹等について、住民が身近にふれることのできる緑としての充実を図るとともに、町民の理解と協力を求めつつ、良好な緑として維持するための管理手法の確立を図ります。

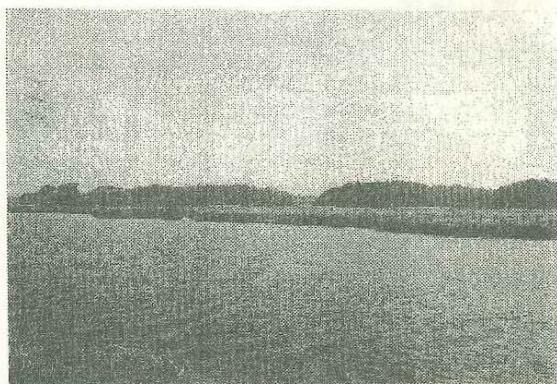
■千葉ニュータウン内の街路樹



⑥手賀沼及び周辺緑地の保全

手賀沼及び周辺緑地については、緑の拠点として積極的な保全を図ります。また、親水空間としての機能充実・アクセスの確保等により、町民が憩う、魅力的な空間形成を図ります。

■手賀沼

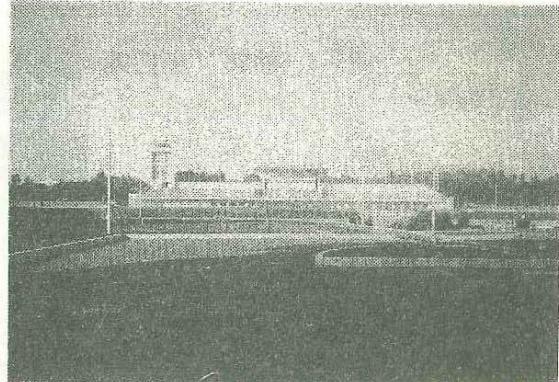


(2) 「新たな緑をつくる」施策の検討

①緑の拠点となる公園づくり

緑の拠点として、白井運動公園、白井総合公園の整備を促進するとともに、町民の利用促進を考慮したアクセスの確保を図ります。また、白井運動公園の周辺に残っている樹林地等については、緑の拠点の機能を補完する緑地として積極的に保全を図ります。

■白井運動公園



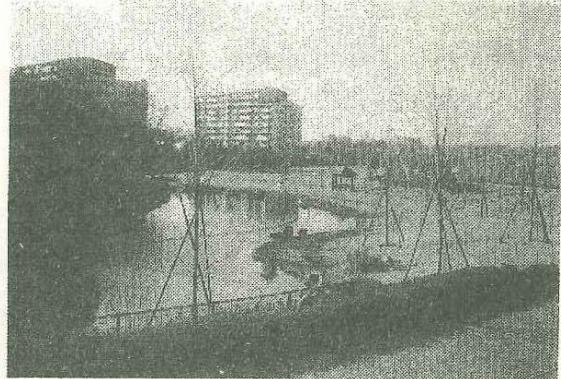
②身近な公園づくり

町民が日常的に緑にふれることのできる身近な公園については、多様なニーズに配慮しながら、街区・近隣・地区公園の整備を促進します。

特に、緑不足が大きな課題となっている「富士」「白井」の旧市街地においては、積極的に公園等の整備を促進し、居住環境の向上を図ります。新たな市街地を形成する場合には、周辺の既存集落等も考慮した公園の整備を図ります。

また、これらの公園等は、町民にとって最も身近な緑地となることから、その整備や管理について、町民参加による公園づくりを促進します。

■十余一公園

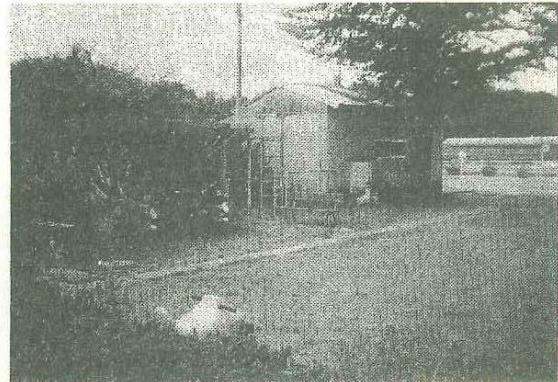


V. 緑地保全及び緑化推進施策

③身近な緑の空間づくり

公園整備の促進とともに、児童遊園である子供の遊び場やポケットパーク等の整備により、公園機能を補完する身近な緑の空間づくりを促進します。

■今井子供の遊び場



④公共公益施設の緑化

町役場等の公共公益施設については、良好な街並み景観形成に貢献し、また、町民や企業に対する施設緑化の手本となることを目指し、積極的な緑化促進を図ります。

■白井町役場



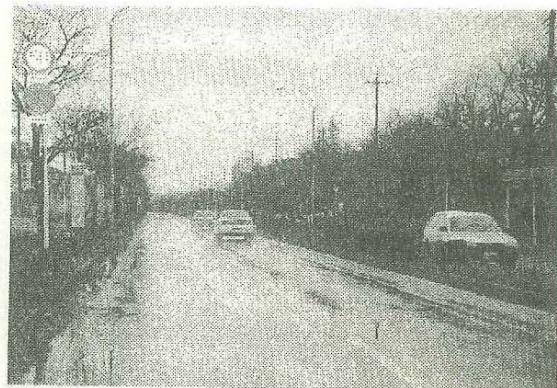
V. 緑地保全及び緑化推進施策

⑤幹線道路の緑づくり

幹線道路については、交通の円滑な処理のみではなく、円滑な防災活動、居住環境の保全、大気の浄化、都市景観の形成等を考慮しつつ、街路樹整備等による緑化や、沿道にある樹林地等の保全を図ります。

特に、国道16号、及び、464号については、緑の軸として位置づけ、積極的な対応を図ります。

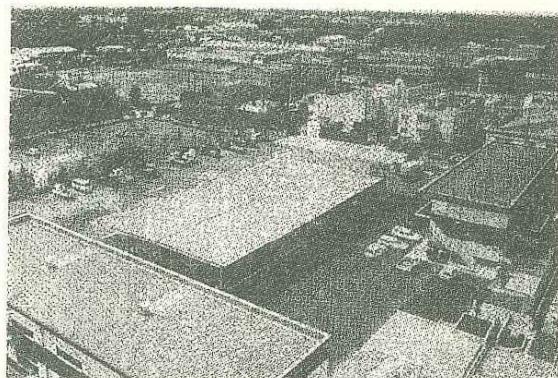
■県道西白井停車場線



⑥工業団地の緑づくり

工業団地内については、良好な就業環境の形成を目指し、街路樹等の整備や、工場敷地内の緑化促進を図ります。また、工業団地周辺については、自然環境や周辺の集落等との調和を重視し、緩衝緑地として樹林地等の積極的な保全を図ります。

■白井工業団地



V. 緑地保全及び緑化推進施策

⑦民有地の緑化

市街地については、緑に囲まれた良好な生活空間を創出するため、民有地の緑化を促進し、緑あふれる街並みの形成を図ります。特に、「富士」「白井」の旧市街地においては、防災面も考慮し、生け垣整備の促進等、積極的な対応を図ります。

■千葉ニュータウンの緑



V. 緑地保全及び緑化推進施策

(3) 「個々の緑をむすぶ」施策の検討

①緑の拠点等を結ぶネットワークの形成

緑の拠点等の相互の連携を強化するネットワークの形成を図ります。

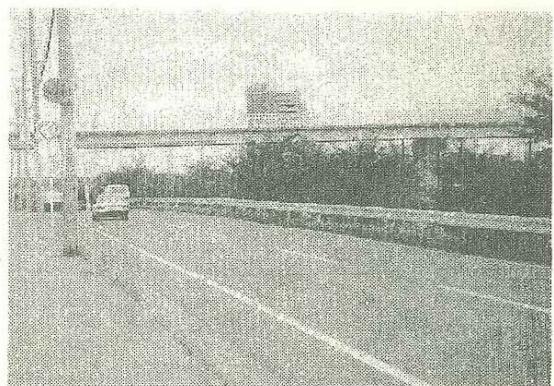
■金山落沿いに整備された今井の桜



②緑の軸の形成

主要河川である神崎川、二重川、金山落の水辺空間と、国道16号、464号及びその沿道空間を緑の軸として位置づけ、積極的な保全及び緑化促進を図ります。

■国道464号

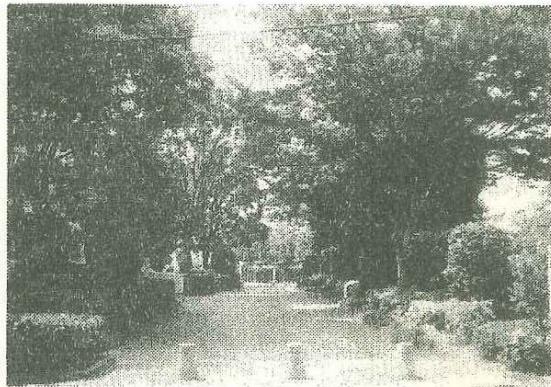


V. 緑地保全及び緑化推進施策

③ 身近なネットワークの形成

町民が日常生活の中で緑と接する事ができる場としても機能する、身近なネットワークの形成を図ります。

■千葉ニュータウンの緑道



(4) 「緑に対する意識をはぐくむ」施策の検討

①町民の意識の高揚

町民による緑づくり活動や、これらの活動のリーダーとなるような人材育成につながるような、町民が持つ緑に対する意識の高揚を図ります。そのため、緑に関する情報提供や、広報活動等の実施を図ります。

■自然観察会



②町民参加の緑づくり

町民による緑化活動や緑地保全活動が活発に行われることを目指し、組織の育成や、活動に対する支援を図ります。

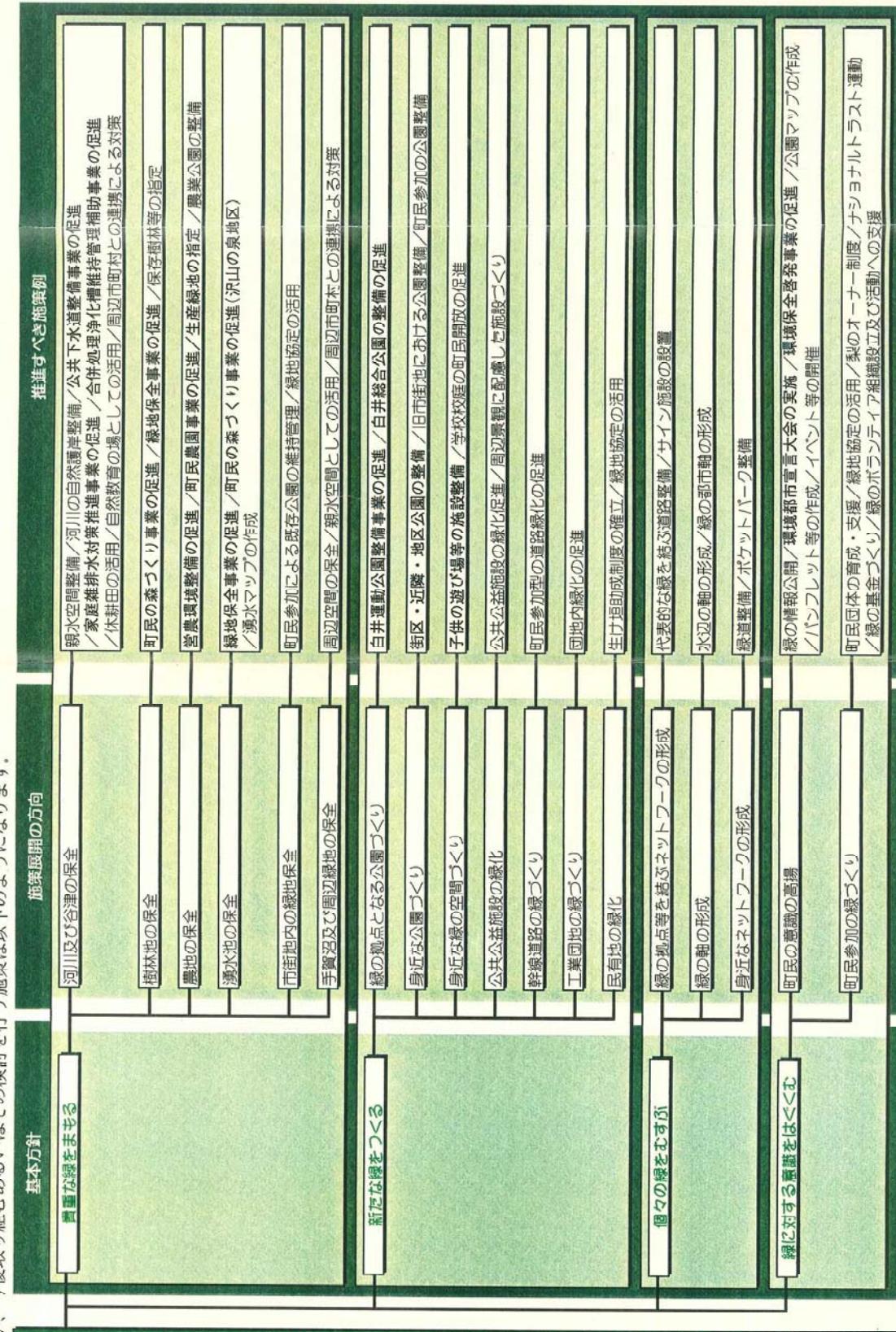
■緑の愛護団体による創作花壇づくり



(建設省パンフレットより)

V-2 緑に関する施策の体系统化及び進め方

(1) 緑に関する施策の体系统化
本町が、今後取り組むあるいはその検討を行う施策は以下のようにになります。



人々が共生し みんなでつくるまち 白井

太字：既に取り組んでいる施策

VI. 緑地保全及び緑化推進施策

(2) 施策の進め方について

○ 庁内の連携

緑に対しては、多くの部局における多様な施策が必要となるため、庁内の関係各課の連携による、総合的かつ効果的な施策展開が必要です。

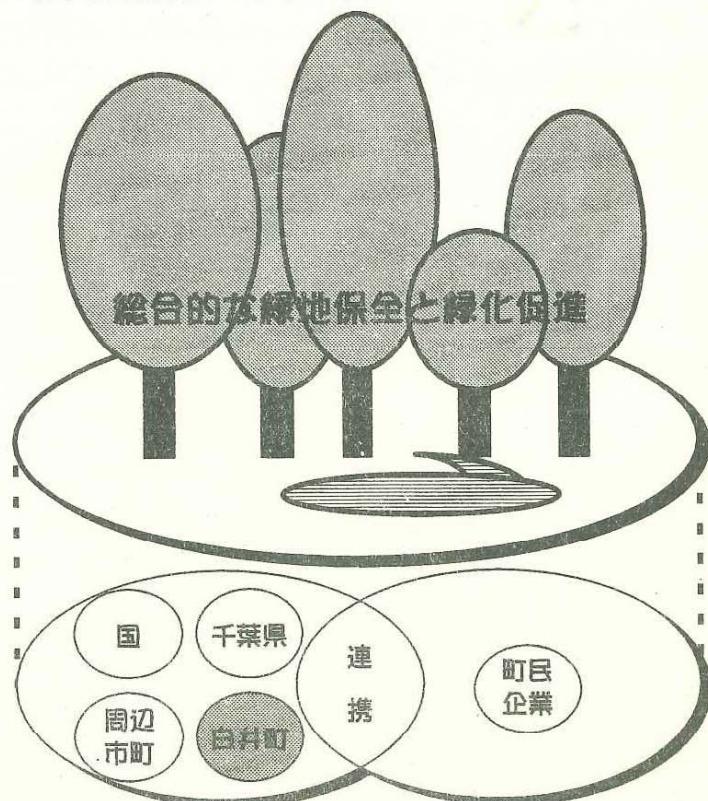
なお、本計画策定のために組織された庁内連絡会議を「(仮)白井町緑に関する連絡会議」という継続的な調整組織として発展させ、緑に関する対応を図っていく事が望まれます。

○ 国、県、周辺市町との連携

近年、都市化が進み、様々な環境問題等が顕在化する中で、緑に対する広域的な取り組みが必要とされています。本町の豊かな緑も、国や県、周辺市町との連携を図り、特に根幹となる事業については、その整備や管理を分担して進めていく必要があります。

○ 町民、企業との連携

公園以外の緑地のほとんどが民有地であることから、行政だけで緑地保全等に取り組んでいく事は非常に困難な状況にあります。したがって、町民や企業の理解と協力を得ながら、これらと連携して緑地保全及び緑化促進に取り組む必要があります。



V. 緑地保全及び緑化推進施策

V-3 緑地保全・緑化促進の重点地区

(1) 地区設定

本町において、「緑地保全あるいは緑化促進の緊急性」「施策展開の実現性」「本町全域に及ぼす効果の大きさ」を鑑み、優先的に施策展開を図る「緑地保全・緑化促進の重点地区」として、以下の3地区を設定します。

○富士地区、白井地区

テーマ 旧市街地における緑づくり

○沢山の泉周辺地区

テーマ 良好的な緑地空間の保全

町民の緑に包まれた生活環境を確保していく上で、計画的に緑が整備された千葉ニュータウン地区に、多くの町民が居住している本町においては、緑が不足している旧市街地に対する緑化促進は大きな課題であり、早急な対応が必要です。

沢山の泉及び周辺地区では、町民の森としての保全が計画されており、緑に関する施策展開の実現性、緑に関する問題解決の緊急性ともに高い地区です。また、本町に多く残る湧水池と、周辺の緑地の一体的な保全のモデル的な取り組みが可能であると考えられます。

(2) 緑地保全・緑化促進の重点地区における緑化推進に関する事項

富士地区、白井地区

テーマ 旧市街地の緑づくり

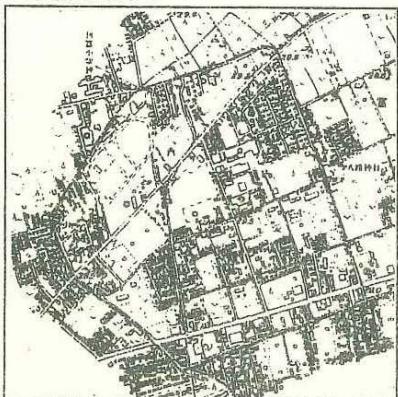
富士地区及び白井地区は、千葉ニュータウンが整備される前からの旧市街地であり、それぞれ本町の西部と中央部に位置しています。

これらの旧市街地は、緑が計画的に整備された千葉ニュータウン地区と比較して緑不足が目立つ地区であり住民の緑に対する要望も強くなっています。

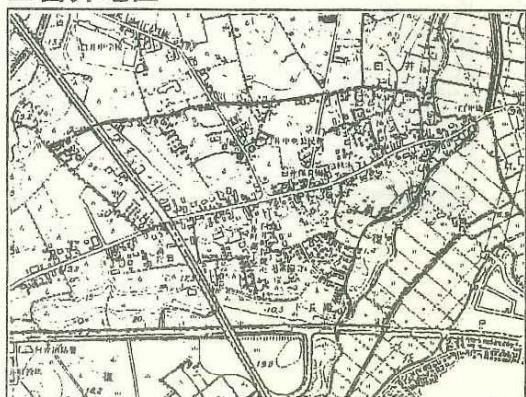
以上より、これらの旧市街地において、以下の視点及び方向により、適正な緑の確保を図るものとします。

- 旧市街地における緑づくりは、本町の緑に関する最重要課題の一つとして、積極的に取り組み、緑に包まれた市街地形成を目指す。
- 新たな公園の整備を図る。また、公園の機能を代替する緑地として数ヶ所のポケットパークや子供の遊び場、及び、これらの緑地を相互に結ぶ緑道を整備する。
- 市街地内農地については、緑地空間としての保全を図り、営農が困難となった農地については町民農園としての活用を検討する。
- 住宅敷地内等については、緑地協定等の活用により、緑地保全及び緑化促進を図る。特に生け垣の設置を誘導して、緑を多く取り入れた街並み形成を図る。幹線道路沿道の建て物は、建て替え等にあわせて、セットバック化等の誘導を図る。
- 旧市街地に近接する樹林地は保全し、町民の森としての活用も促進する。

■富士地区



■白井地区



沢山の泉周辺地区

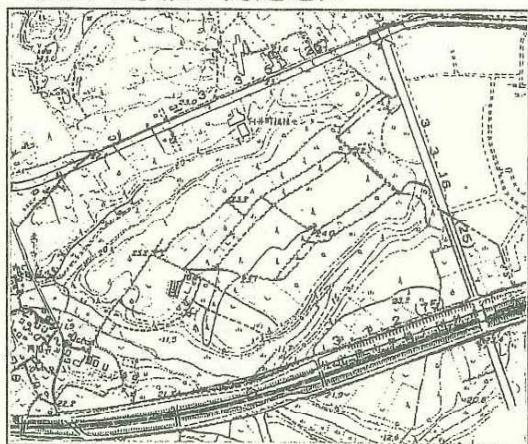
テーマ 良好的な緑地の保全

沢山の泉及びその周辺地区は、ほぼ自然の姿で残っている良好な緑地空間であり、本町の東部、千葉ニュータウン(桜台地区)に近接した位置にある。現在、町民の森づくり事業を活用した保全が、計画されています。

以上より、沢山の泉及びその周辺地区において、以下の視点及び方向により、適正な緑の確保を図るものとします。

- 沢山の泉及び周辺地区は、町民に周知された本町の貴重な財産として、可能な限り自然の姿のままの保全を図る。
- 良好な緑地空間として、湧水地と周辺緑地を一体的に保全する。活用手法は、現在計画中の町民の森づくり事業とあわせて、緑地保全地区としての指定を行い、担保性の高い保全を図る。
- 町民の森づくり事業による、本地区内の町民の利用のための施設整備は、自然環境との調和を重視し、最低限の整備とする。
- 本町の貴重な財産として、広報誌の活用、湧水マップの作成等による町民への周知を図る。また、アクセスの確保、本地区への誘導を行う案内板の整備を図る。

■沢山の泉及び周辺地区



用語解説(あいうえお順)

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする都市公園。本町においては、白井運動公園が整備されている最中であり、今年の4月に一部供用が開始されている。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

オーナー制度

将来木材となる樹林地や単木のオーナーを募集し、樹林地や単木が成長するまでの維持管理費をまかなう代わりに、成長した樹林地や単木自体またはそれらの売り上げをオーナーに分配する制度。それによって、産業としての構造を維持し、将来的にも樹林地を保全することを担保する。

街区・近隣・地区公園

それぞれ主として、道路によって区画された一団の宅地等を示す街区内、近隣、徒歩圏内に居住するものの利用に供することを目的とする都市公園。これらは、住民の生活行動圏域によって配置される住区基幹公園に分類される。基幹公園とは、住民の日常生活に定着したベーシックな公園であり、都市の地形、性格等の特異性にもかかわりなく計画的に配置される、最も基本的な公園。

観光農園

農業経営に観光的要素を取り入れた

もので、農業生産物を直売すると共に、都市居住者に自然環境に親しませることを目的として農作業の一過程をレクリエーション利用に提供する農園。ぶどうや梨のもぎ取りに使用される果樹園や、観光牧場等も含まれる。

子供の遊び場

児童福祉法に基づく児童遊園。児童が屋外で健全な遊びをするため、遊具等を備えた広場。

自然林

自然植生のうち、森林状態をなすもの。すなわち、自然に成立した天然林のうち、保育管理もその他の人為的影響もほとんど受けず、それ以上植生に変化の起こらない、またはそれに近い状態の植生である森林。

総合公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園。本町においては、町役場の南側に白井町総合公園の整備が計画中である。

町民農園

一般的には、市民農園といわれ、住民がレクリエーション等の目的で農作業を行うための場所。市街化区域内で生産緑地地区等を活用して設置されたり、都市の周辺部において都市住民のレクリエーションのため設置されたりする。設置者は地方公共団体、農協、農地を所有する個人等である。現在、本町には1ヶ所の町民農園が設置

されている。

都市公園

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つその他に国営公園を含めたもの。

二次林

自然林が伐採や山火事によって破壊された後に、萌芽再生、下種更新等によって自然に成立する森林の総称。自然林と植林を除くすべての森林が該当する。

ポケットパーク

都市の中のうるおい、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり公立の公園にならない公用地、または、民間の土地を借用し作ったもの。

緑

本計画においては、樹林地・草地・岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独でもしくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。谷津等の他に、公園や街路樹、公共施設の緑地もしくは庭木までも含めた総称であり、これらが創り出す景観や人間の精神的なものまでを含む包括概念で用いている。

緑地

本計画においては、緑の中で制度的に位置付けられているもの等の総称。

緑道

広義には、自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することにより多目的空間として機能するもの。狭義には、都市公園の一種の緑地として都市計画決定され、整備されるもの。これは、災害時における避難経路の確保、市街地における都市生活の安全性・快適性の確保等を図ることを目的とした植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

緑被地

樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称である。